

第 7 回南阿蘇村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 30 年 1 月 11 日（木）午前 10 時～
2. 開催場所 南阿蘇村 旧久木野庁舎 （第一会議室）
3. 出席委員 19 名
欠席委員 0 名
4. 議事日程
 - 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 - 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
 - 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 - 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法許可申請について
5. 事務局職員
 - 事務局長 江藤 誠喜
 - 係長 後藤 行志
 - 主査 長野 リエ

6. 会議の概要

発言者	内 容
事務局長	挨拶（総会成立宣言）
会長	挨拶 只今から平成 29 年度第 7 回南阿蘇村農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名委員に 14 番 村上 豊彦委員、15 番 宮崎 明委員を指名します。 それでは議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について審議します。 事務局に議案の朗読をお願いします。
事務局	別添議案書を基に朗読 以上 4 件、ご審議方よろしく願いいたします。
会長	では地元委員の説明をお願いします。
1 番	議案第 1 号 1 番 2 番について 8 番が説明いたします。譲受人、譲渡人並びに申請地は議案書のとおりで、申請の場所につきましては [] から西に [] メートルのところがございます。今回所有権移転売買の申請となっておりますのでご審議の程よろしく願いいたします。 議案第 1 号 3 番につきまして述べます。譲受人、譲渡人並びに申請地は議案書のとおりで、場所につきましては [] と [] の中間地点の [] から下って [] メートル程下の土地で基盤整備にかかっていない土地でございます。譲渡人は遠方に住んでおり、第三者の方と譲受人との話し合いがつきまして今回所有権移転売買の申

	<p>請となっております。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
16番	<p>議案第1号4番について16番が説明致します。譲受人、譲渡人、並びに申請地は記載のとおりで、申請地につきましては[]より南東に約[]メートルの位置にあります。すでに農地として耕作はされていましたが、今回所有権移転売買となりました。ご審議よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願いします。</p> <p>(異議なし)</p>
会長	<p>では採決に移ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
会長	<p>全員賛成と認め、議案第1号は原案どおり可決します。</p>
会長	<p>続きまして議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>別添議案書を基に朗読 以上3件、ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>では地元委員の説明をお願いします。</p>
17番	<p>議案第2号1、2番について17番が説明いたします。このたび申請地である土地が畜舎として申請されておらず、畑のままになっており申請されております。ご審議方よろしく申し上げます。</p> <p>2番申請人の住宅が地震により解体され、個人の所有である別地に再建することになりました。ご審議方よろしく申し上げます。</p>
18番	<p>議案第2号、3番について19番がご説明申し上げます。申請人並びに申請土地の状況につきましては議案書記載のとおりであります。位置は[]より南に[]メートルの位置にありまして、申請人は先の地震によって家が倒壊し、新しく地元で農業を続けたいという意欲がある方ですので、なんら問題はないと思いますのでご審議方よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>地元委員の説明が終わりましたので審議をお願いします。</p> <p>(異議なし)</p>
会長	<p>では採決に移ります。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、意義がない方は挙手をお願いします。</p>

	<p>(全員挙手)</p>
<p>会長</p>	<p>全員賛成と認め、議案第2号は原案どおり可決します。</p>
<p>会長</p>	<p>続きまして議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>別添議案書を基に朗読 以上3件ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>では1番から地元委員の説明をお願いします。</p>
<p>9番</p>	<p>1番2番につきまして9番がご説明申し上げます。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。譲受人は現在■■■■に住んでおられまして、今回住宅建設を申請されております。現場が非常に道幅が狭いということで、図面でもご覧のように2メートル幅位しかございませんので、この上の隣接地を進入路として申請があがっております。図面の奥の方に耕作地がありまして、その通路として前の方にできております。</p> <p>2番につきましてですけれども、この上の隣接地の方が、2メートル幅が狭いということで3メートル幅進入道路として申請がされておられまして、所有権移転有償ということであがっております。給排水等もなんら問題はございません。場所が■■■■から■■■■■■■■を■■■■方面に向かい、■■■■■■■■から南に■■■■メートル程上ったところがございます。以上ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
<p>19番</p>	<p>議案第3号3番について19番がご説明申し上げます。申請人並びに土地の状況につきましては議案書記載のとおりであります。場所は明日オープンします■■■■の東南東の■■■■メートルの位置にありまして、譲受人の自宅の東側となっています。その東側が岩のでっぱりがありまして、子どもたちが危険ということで数年前にすでに譲渡人との協議の上、譲り受けられまして現在駐車場となっております。双方合意の上でなされておられまして、始末書添付という形にはなりますけれども、なんら問題はないと思われるのでご審議方よろしくお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>地元委員の説明が終わりましたので審議をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
<p>会長</p>	<p>では議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、意義がない方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
<p>会長</p>	<p>全員賛成と認め、議案第3号1番は原案どおり可決します。</p>

<p>会長</p> <p>事務局</p> <p>会長</p> <p>事務局</p> <p>会長</p> <p>会長</p> <p>会長</p> <p>会長</p>	<p>続きまして議案第4号経営基盤強化促進法の許可申請について番号2～4の新規案件について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p> <p>別添議案書を基に朗読 以上新規3件、再設定1件、ご審議方よろしくお願いいいたします。</p> <p>では地元委員の説明を2番からお願いいいたします。</p> <p>議案第4号2番につきまして事務局よりご説明申し上げます。譲渡人、譲受人の間で農地中間管理事業特例事業をつかいました売買が成立しております。場所につきましては下野地内基盤整備がなされている土地となっております。阿蘇市との境近くになっております。以上ご審議お願いいいたします。</p> <p>また3番4番につきまして事務局よりご説明申し上げます。譲渡人、譲受人の間で農地中間管理事業をつかいました賃借権設定8年また10年の設定となっております。賃借権設定8年と10年となっておりますけれども、こちらは実際前に貸しておられたんですけれども、今回違う方が借りられるということで借り換えという形での再設定となっております。これも中間管理機構をつかいました事業となっております。以上ご審議方よろしくお願いいいたします。</p> <p>担当委員の事務局の説明がおわりましたので審議をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> <p>では採決に移ります。議案第4号経営基盤強化促進法の許可申請について、意義がない方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め議案第4号は原案どおり可決します。</p>
<p>会長</p> <p>事務局</p>	<p>以上で議案の審議は終了いたしました。2月の総会の日程を決めたいと思いますが、2月10日が土曜日ですので、9日か13日どちらかで開催したいと思いますかがですか？</p> <p>では2月9日でよろしくお願いいいたします。</p> <p>その他委員から何かございませんか。なければ事務局からお願いいいたします。</p> <p>事務局からひとつ説明をさせていただきたいと思います。『農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想』の改訂版という資料がお手元にあると思います。こちらが農政係から依頼がありまして、農業委員会でも内容を確認して承認してほしいということで受けております。</p> <p>改正箇所について内容を説明。</p> <p>何かございましたら、ご意見をいただきたいと思います。</p>

9 番	新規就農制度が始まって、現在まで何人くらい就農者がおられますか。またその中で補助金等を受けて現在も安定した農業経営で自立できている人が何人くらいおられますか。補助金は受けたが成り立たず出て行ったという話しも聞くので。
事務局	人数については今お答えすることはできませんが、新規就農者の営農状況については今後の課題としているようです。実際に村で農業を始めて給付金を受け、村外に出て営農しているという話もあるようなので、できる限り本村で定着させたいというところで空き家情報なども合わせて情報共有して斡旋していきたいと考えているようです。
1 2 番	新規就農者に力を入れるより、少しは農家の跡取りを育てていくようにした方がいいのではないかと。前から言っているが、新規就農者には補助が手厚いが、後継者育成にはなにもない。
事務局	それも課題と考えています。担当者から県の方にもそのような要望をあげているところです。
1 1 番	国・県の補助がなければ村独自の補助金を考えてもよいのではないかと。
1 4 番	補助金に関する詳しい情報をもう少し発信してもらえるといいと思う。
1 1 番	このような補助金等の内容について、農政担当者が同席して総会時に説明会を年に2～3回開催してほしい。農家の皆さんからは農業委員に対して全面的な内容で問い合わせがあるので、それに少しでも答えられるように勉強をしなければならないのではと思う。
事務局	説明会の開催については、持ち帰って担当と相談したいと思います。
会長	それでは「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」については、内容について気付きの点があった場合は2～3日中に事務局に連絡をするということによろしいですか。
	全員承認
事務局	<p>よろしくお願ひします。それでは次に前回の総会時も連絡しておりましたが、平成29年度農業委員会活動強化推進大会の開催要領が送ってきましたのでご覧ください。日時は平成30年2月23日金曜日13時半から16時まで、場所は市民会館シアーズホーム夢ホール熊本市の市民会館となっております。内容は記載のとおりで、5番の大会宣言に推進委員の木之内勇樹さんが、産山の女性農業委員さんと2人で努められる予定となっております。この大会の参集対象は農業委員会委員・推進委員となっておりますので、合同で参加したいと思います。出欠につきまして、25日までに連絡いただきたいと思ひますのでよろしくお願ひします。</p> <p>最後に農業委員会の慶弔規定について協議したいと思います。</p> <p>(協議内容については省略)</p>

<p>会長</p>	<p>今回協議した弔慰金の規程については、長陽地区から会計をつくり通帳を管理し、各委員から一定額を徴収し弔慰金の支払いをおこなう。弔慰金の支払いの対象は委員、また委員と同居する父母及び子とする。概略については以上。</p> <p>推進委員さんの流れを作りたいという考えから、2月9日の総会終了後に推進委員との合同会議をおこない、事務局長を講師にして勉強会をしたいと思っています。勉強会後に、弔慰金についても説明し承諾をえることとしますのでよろしくお願ひします。</p> <p>それでは以上をもって第7回南阿蘇村農業委員会総会を終了いたします。</p>
------------------	---

議事録署名者

14番 村上 豊彦

15番 宮崎 明